

会 議 記 録				
会 議 の 名 称	総務文教常任委員会		会議場所	第3委員会室
			担当職員	藤村
日 時	平成25年5月30日(木)		開 議	午前 10 時 00分
			閉 議	午前 11 時 53分
出席委員	吉田 田中 並河 山本 中村 西村 石野 <木曾議長> (欠席 堤委員)			
執行機関出席者	辻田教育部長、松山学校教育課長、樋口社会教育課長			
事務局	藤村事務局次長、阿久根副課長兼議事調査係長事務取扱			
傍聴	<input type="checkbox"/> 可・ <input type="checkbox"/> 否	市民 0名	報道関係者 0名	議員 2名(中澤、酒井議員)

## 会 議 の 概 要

- 1 吉田委員長 あいさつ 開議
- 2 事務局日程説明
- 3 事件  
行政視察の総括について

< 吉田委員長 >

先般実施した行政視察のまとめをする。各自意見を述べられたい。

### 秦野市

< 中村委員 >

ファシリティマネジメントの必要性は感じており、一般質問でも取り上げてきた。視察資料に本市との比較も示してもらったが、全てあてはまるかというところ若干の課題もあるかと思う。本市は各所管毎の管理でとどまっているので横断的な組織体制の確立が必要である。委員会として理事者に対してもその思いをしっかりと提言していきたいと思う。

< 山本委員 >

秦野市では、都市化の進展とともに集中的に整備されてきた公共施設の更新時期が一斉にやってきて、人口減少、超高齢化に伴って今ある公共施設を維持することは不可能ということである。はじめは予防保全という形で早めの修繕を行い長寿命化を図ることを考えていたがそれでは立ち行かないと感じた。また、そのためには専任の担当者を置かないといけないと思う。秦野市の担当者も専任者を置かないと厳しいと言われていた。本市でもプロジェクトをつくり、一括管理し、集中してやらなければ厳しい。

< 並河委員 >

建物でもなんでもダメになって使えなくなる前に計画的な保守点検が望ましいと思っていた。秦野市は市長の特命的な形で担当部署がきっちり把握していたことでスムーズに行ったと思う。本市は作ったらそのままという状態のところがあるように思

う。秦野市のやり方は学ぶべきと感じた。市長が新たなハコモノは作らないことを公約に掲げて当選されたということだが、必要なものは作り、いらぬものは整理するという点で学ぶべき点が多い。

< 吉田委員長 >

計画的な点検が現在あまり出来ていない。要るもの、要らないものの管理をすべきという意見だったと思う。

< 石野委員 >

秦野市は本市の半分ぐらいの面積で少子高齢化の中で税収が減っていくと修繕費が賸えないということで、施設の総量を減らしていく。本市も一日も早く白書を作成し、財源も含めて考えていかなければ立ち行かない。早く取り組まなければならないと感じた。

< 吉田委員長 >

総量を減らす方向で考え、早期に白書をつくり、財政面でも考えて管理していくべきという意見であった。

< 西村委員 >

取組みに感心し、本市もきっちりやっつけていかなければと感じた。いろいろな取り組みをされているが、特に秦野市で住みたいと思われる人には調整区域において許可する開発行為で定める条例で対応されている。学校も統廃合したら学校に自治会等の集会所施設を併設したり等工夫をされており、おおいに参考になる。市民アンケートも実施されており、市民は総論賛成、利用者は反対の傾向があるということは今後の参考になる。

< 吉田委員長 >

施設統合だけでなく、人口が減少しないように調整区域でも住めるような施策をされている。学校中心に施設配置を考えられている。総論賛成各論反対をどうしていくかという意見であった。

< 中澤議員 >

秦野市はコストもきっちり計算し、市民に分かりやすく説明している点が大変参考になる。社会教育施設が非常に多く、再配置に重点を置かれている。ファシリティマネジメントについては本市も水道等すでに取り組んでいる。背景は本市と少し違うが十分参考になる。本市も学校、保育所、センター等のあり方に今、取り組んでおり秦野市の事例を参考に研究をすすめたい。市民理解を得る点ではおおいに参考になる。

< 吉田委員長 >

本市とは背景の違う点もあるのでそのままとはいかないが市民理解を得るためにそれぞれのコスト計算は大切であるという意見であった。

< 木曾議長 >

一番感じたのは職員の意識の問題。意識をきっちり持たないと市民サービスに向き合えない。市民の意識を変えるには職員の意識を変えなければならない。当日説明いただいた志村さんに凝縮されている。現実を直視して対応するためには職員意識、議員の意識を変えていかなないと市民に説明できないのではないかとすることを強く感じた。課題はほとんど一緒である。

< 吉田委員長 >

市民サービスをしっかり考えて、それに応えられる職員、並びに議員の意識改革が必要であるという意見であった。

皆さんから意見を出していただいた。先に視察を実施された議会運営委員会のまとめに倣い、調査項目、視察目的、施策等の概要、考察をまとめていきたい。

視察の目的は、「公共施設白書を作成し、それを基礎資料として公共施設再配置計画を策定し、適正な施設配置と効率的な管理運営に向けた具体的な取り組みを調査する。」とする。

施策等の概要は、「都市化の進展で集中的に整備した公共施設が一斉に更新を迎えるがすべての維持は財政的に不可能となる。そのため、市民に理解を得ながら総量を減らすためのコストの比較等を行い施設の一元管理を行っている。」とする。

< 田中副委員長 >

40年間の長期にわたる全体計画を策定し、その方針計画に基づき取り組みを進めている点を加えられたい。

< 吉田委員長 >

今までの意見を基に「視察の目的」「施策等の概要」は正副委員長に一任願う。

了

「考察」については、もう少し意見を聴く。委員会の意見としてまとめたい。先ほどの意見から、本市も進めていけばいいという点は全員一致している。

< 中村委員 >

やり方については、専任職員の配置、担当課の設置等特化して取り組むこと。

< 西村委員 >

並行して、人口増、工場誘致等幅広い視野を持って進めることが大事である。

< 吉田委員長 >

市民理解を得ること、管理運営コストの比較等で市民に優先順位を理解してもらえよう整理すること。

< 中澤議員 >

市長の強い方針としての意思と全庁的な施策として組織を挙げて協力体制を構築されたい。一般質問時の答弁では検討するという段階であったが促していく必要がある。

< 並河委員 >

地域コミュニティの維持を配慮しながら進められたい。

< 吉田委員長 >

今までの意見をまとめることとする。

## 富士見市

< 吉田委員長 >

富士見市について、意見、感想を出されたい。

< 山本委員 >

事業仕分けは職員の意識改革、住民への情報公開、事業費の削減という3点を目的として実施されているということがわかった。しかし、職員の説明能力によっては仕分人に誘導される場合もある。事業仕分けのために配分すべきところに配分されないという危惧もある。判定人の事業仕分けの結果以外にもその後の方針や財政措置等も公開されているので住民が納得されるような取組となっていると感じた。本市での導入についてはしっかり議論して判断すべきである。実施するとしても構想日本の協力を得ることについては検討を要する。

< 中村委員 >

富士見市は市長のマニフェストによって実施された。仕分人は予算決算を審査している議会がその役割を果たした方がいいと感じた。1回目は市民はあくまでも判定人で、2回目は市民も仕分人になり、一定の効果があつたとのこと。市民にも何人か加わっていただき議会での仕分けの方向がいいと感じた。

<木曾議長>

市民を巻き込んで判定をされたことはよかった。本市でも取り組むならば取り入れるべきと思う。これも市長のリーダーシップが大切である。議員だけで実施するとなると地域のしがらみもあり、難しい点もある。議員も含めて第三者的なところのほうが適正な判定ができるのではないか。そのためには事業仕分けについての市民理解と議員の意識改革、議会全体の意識醸成が必要である。

<西村委員>

富士見市は議会が入らずに専門家と市民とで実施された。市民も無作為抽出された方の中から選ばれた。この方法がいいと思う。市民も専門家とほぼ同じ判定であった。市民が入ると本音で判断いただけ、効果があると思う。

<田中副委員長>

仕分人は慎重に選ぶべきである。構想日本が選出した仕分人には他市の職員等も多く入っている。市外の人に判断されたくないという部分もあるのではないか。

<並河委員>

難しい問題があると感じた。

<石野委員>

富士見市では対象事業の選定を第三者委員会に委ねたが、妥当性に欠けることはないのか疑問もある。

<木曾議長>

事業仕分けは廃止する方向だけではない。改善、充実という評価もある。そのことも評価すべきである。ずっと構想日本に入ってもらわなくてもいいと思う。自治体がすべき事業なのかそうでないのかということやっていけばいいのでは。

<中澤議員>

事務事業評価の一步進んだ形だと思う。市民をうまく巻き込んで市民ニーズをとらえていくのが狙いである。民意をつかむ手法としては興味深く、大事なことと思う。富士見市の担当者になぜ継続されなかったのかを聞いたら、最初はスクラップ成果を出すべくで取り組んだが結論的に劇場型になってしまったので毎年の継続は困難であったということであった。今後のあり方を検討中だそうである。職員の意識改革には効果があつたが、今は過渡期であるとのことであった。実施には十分な検討を。

<吉田委員長>

各自意見を出してもらった。次に考察をまとめたい。「事業選定する仕分人の選定は慎重に行うこと。」とする。

<田中副委員長>

現在、議会が実施している事務事業評価を充実させることの方が大切かと思う。こういう形での事業仕分けはパフォーマンス的になりがちである。事務事業評価をもっと勉強して進化させていけば議会としての事業仕分けになっていくと思う。

<木曾議長>

議会だけでは踏み込んだ意見が出ないのではないか。

<吉田委員長>

市民参加のもとで行うのはいいと思う。それも無作為抽出で。構想日本でも聞いたが事務事業評価も事業仕分けもあまり変わらない。呼び方の違いかと思う。事業仕分

けをどう進展させ、市民ニーズをどう反映させていくかが大事なことと思う。専門家が入ることについてはしがらみがなくていいがあまりにも本市のことを知らない人ではどうかとも思う。選び方は慎重にしなければならない。

< 中村委員 >

富士見市のように議会が何も関わらないのはどうかと思う。市民参加、第三者の意見も必要である。ただ、パフォーマンスでするのではないという認識は必要。

< 木曾議長 >

終わってから一般質問であれこれ言うようではいけない。それなら初めから議員も関わる方がいい。

< 田中副委員長 >

議会は予算をすべて審査している。その執行について、途中で見ていかなければならないが、仕分人としては議員は入らない方がいいと思う。

< 吉田委員長 >

実施が決まった時点で決めればいいが、個人的には仕分けには議員が入らないと意味がないと思う。権限のない人が判定するということはどうなのか。以上の意見を基に後程考察としてまとめる。

## 草加市

< 吉田委員長 >

草加市についての意見を出されたい。

< 中村委員 >

草加市の学校給食は大変素晴らしく、歴史がある。しかし、あのままの形で本市ですぐに取り組めるかという設備等の面でも難しい。27年度の学校耐震化事業を終えてから検討すべきと思う。

< 西村委員 >

素晴らしい取り組みであった。しかし本市導入は難しいところもある。現状として、学校給食を支援する農家の制度や校区内での材料調達は見習うところがある。

< 田中副委員長 >

今、パブリックコメントにかけられている亀岡市教育振興基本計画には「学校給食のあり方の検討」とは記載されているが、食育をどう位置付けるかが大事なことと思う。

< 木曾議長 >

本市で同じようにというのは難しい。給食センターを活用しながらということであれば前向きな検討も出てくるのではないかと。現センターが中学校給食のキャパを持てるかどうか等々順に考えていくことが必要である。学校でしかご飯を食べられない子がいるということを聞いたときは本市でも当てはまる事例があり、ドキッとした。

< 並河委員 >

中学校給食は市民要望もあるので実施する方向で考えていくべきである。センターで足りない分はやはり自校方式でということも考えながら、食育の面でも早めにより方の検討をスタートさせてほしい。

< 中澤議員 >

食生活の実態が深刻である。いじめ等の土壌にもなっている。食育、地元生産者への感謝も含めて中学校給食を考える時期には来ていると思う。

< 山本議員 >

そのまま取り入れるのは難しいかと思うが、印象深かったのは「早寝早起き朝ごはん」ということで中学校給食の中で食育を通して朝食を採る子が増えてきたということ。中学校給食を推進する上でしっかりと食育に取り組みたいことを訴えていかなければいけないと感じた。

<西村委員>

草加市は災害対応も考慮して自校方式と言われていた。中学校給食を考えるならば災害時の拠点となる可能性も高いので自校方式で考えるほうがいい。

<吉田委員長>

今までの意見から「考察」をまとめていきたい。「すぐに実施は無理でも中学校給食実施についての検討は早急にすべきである。」とする。

<木曾議長>

その基になるのは保護者の意見であると思う。アンケート等で把握して議論をスタートすべきである。学校によっては希望する学校、そうでない学校があるかもしれない。一斉に実施でなくてもいいのではないか。

<吉田委員長>

他に出た意見として、「食生活全体の中での給食を検討すべき」、「中学校給食実施にあたっては災害対応も考慮して自校方式が望ましい。」とする。

以上、最終的には正副委員長でまとめていくので一任を。

了

次に教育委員会からの説明を受ける前に休憩する。

11:32

( 休 憩 )

11:39

継続審査議案について

教育部長 挨拶、説明

学校教育課長 説明

<教育部長>

若木の家条例についての現在までの経過等説明させていただきたい。若木の家については社会教育団体の使用が大半であることから実態に合うようにと条例を提案させていただいたところ、3月定例会で消防法並びに旅館業法の適合性について指摘を受けた。消防法については、3月29日に木曾議長、吉田委員長、田中副委員長にも立ち会い願点検がなされた。消防署に直接報知する火災報知器、避難誘導灯についての指摘がなされたが、これらについては対応可能と考えていた。

また、旅館業法については、予算特別委員会でも重点質疑があり、南丹保健所と協議をしてきた。3月の時点では簡易宿所として旅館業法に基づく手続きは可能であると判断していたが、その後関係機関と協議を重ねる中で若木の家を社会教育施設とし、宿泊施設として利用することについては、建築基準法上かなりの改築が必要であることが判明した。したがって、継続審査いただいている本議案については6月定例会で

一旦議案撤回させていただき、もう一度整理をしなければならないと考えている。提案前に関係法令に精査が出来ていなかったこと、認識の甘さを深く反省している。学校教育課長から詳しく説明させる。

< 学校教育課長 >

条例提案前に関係法令等確認しておかねばならないところ、十分な詰めが出来ていなかったことをお詫び申し上げます。若木の家を現使用実態に則したものとするために学校教育活動における宿泊施設として設置された学校教育施設を社会教育活動の宿泊施設とする場合、有料で宿泊させると旅館業法の適用を受けることになり、旅館業法の適用を受けようとするれば建築基準法の旅館という区分による建築確認の用途変更が必要であることが関係機関との協議の中で判明した。学校から旅館としての建築基準をクリアするためには、主なもので内装（天井）を防火構造にする改修、施設全体のバリアフリー化などが必要であり、現状の施設のままだではハードルがかなり高いことが判った。用途変更や施設改修を考えると若木の家の方の今後のあり方について、学校教育施設として継続していくのか、利用実態に応じて社会教育施設として整理するのか、宿泊利用をどうするのか、また、利用のあり方についても使用者団体への説明も必要であり、今一度お時間をいただき整理したいと考えている。現在継続審査となっている若木の家条例については6月定例会中に撤回の方向で考えているのでよろしくお願ひしたい。

< 吉田委員長 >

継続審査中でもあるので、6月定例会の中でもう一度説明いただき、質疑等していきたい。本日は説明を聞き置く程度としたい。審査時には撤回理由を文書で提出されたい。その後の検討についても質疑する。

（教育部 退室）

～ 11 : 45

#### 4 その他

行政視察の精算報告等について

< 事務局 > 視察の会計報告、秦野市の公共施設白書等の申し込みについて説明

< 吉田委員長 >

それでは、これで、総務文教常任委員会を閉議する。

11 : 53 閉議